

令和元年度

「商工会は行きます 聞きます 提案します」

川本町商工会情報誌 No.246 令和元年7月発行

SHOKOKAI MAGAZINE

川本町商工会

TEL (0855)72-0123 FAX(0855)72-2516

MAIL: kawa-sho@skyblue.ocn.ne.jp

HP:http://kawamoto.shoko-shimane.or.jp



本会総会

令和元年度川本町商工会通常総会が5月24日(金)川本町商工会館にて、三宅町長(代理、湯浅産業振興課長)をはじめ9名のご来賓の方々にご臨席頂き開催されました。総会に先立ち、当商工会青年部・女性部に多大なるご協力をいただいております島根中央信用金庫様より、両部へ活動助成金の目録贈呈が行われました。会員出席総数137名(うち委任状出席89名)により成立した本総会は、(株)オーサン社長 甚田尚氏が議長に選任され以下の議案について審議され、全議案とも賛成多数により原案どおり承認可決されました。



第1号議案

平成30年度事業報告並びに収支決算、貸借対照表、財産目録承認について

第2号議案

令和元年度事業計画(案)並びに収支予算表(案)の承認について

第3号議案

令和元年度借入金最高限度額(案)の承認について

過疎地域に於ける景気がはっきりとしない昨今に於いて、10月から実施される消費税の増税が小規模事業者の経営不安を更に深めている現状であります。税率の改訂に伴う転嫁対策と軽減税率導入やキャッシュレス化の推進とポイント還元など、事業者を取り巻く環境が大きく変わろうとしています。

この様な中で、我々商工会は、個々の企業に寄り添いながら課題解決と経営改善のための支援を行って参ります。特に、消費税の増税にかかる軽減税率などの研修会や職員のスキルアップ等を図り会員の皆様の的確に支援・助成を行って参ります。

川本町商工会では、商工業の活性化に繋げるために、昨年から継続して行っている三つの施策を最重点課題として掲げます。

一つは継続施策の空き店舗対策事業であります、中心市街地活性化策の一環として商工業振興の重点施策に位置づけ、空き店舗情報サイトを活用し継続して実施します。このことについては、行政と更なる情報共有をお願いするところであります。

二つ目は事業承継対策であります。川本町事業承継推進協議会を活用して事業承継における様々な問題解決に向けて商工会として可能な限りの対策を検討致します。

三つ目はJR三江線廃止に伴う譲渡資産の活用対策です。中心市街地の再生と因原駅周辺の更なる発展について、安全・安心で持続可能なまちづくりを基本に町当局へ要望してまいります。

以上三つの重点課題を掲げ、今後「町づくり」という大きな視点で、我々商工会組織は、町当局や他の関係機関と連携を取りながら、地域に最も近い経済団体として取り組む覚悟でございます。

青年部総会

令和元年度川本町商工会青年部通常総会が、5月17日(金)に川本町商工会館において開催されました。

冒頭の挨拶で前部長(本山真也氏)は、昨年の出来事(三江線の廃止・震災や豪雨災害)について触れられ、「三江線廃止は中心市街地の振興に大きな課題を残した」と話されました。

また、「青年部員が15名と少なくなってきたが、研修事業の参加や夏まつりなどへ参加した」と事業成果について話されました。

続いて議事に入り、第1号議案(平成30年度事業報告並びに収支決算書)及び第2号議案(令和元年度事業計画並びに収支予算案)について承認可決されました。

第3号議案は任期満了に伴う役員改選で、以下の通り新役員が決まりました。

部長:小野幸則(堤タイヤ(有))
副部長:渡津孝文(川本食堂)、副部長:山下雄介((有)萩原商店)、理事:中原伸也(なかはら鍼灸院)、理事:服部純一(スナック・ボン)、理事:本山真也(本山自動車整備(有))
監事:多々良智紀(かないや)、河部修治(ホシノ時計店)

商工会経営支援メニューのご案内

①経営改善支援

- 1)金融支援:経営改善に必要な資金を斡旋します。
- 2)専門家派遣:技術の習得など専門的なアドバイスが必要な場合は無料で専門家を派遣します。
- 3)事業計画書の作成:経営改善計画書の作成を支援します。

②各種補助金の斡旋

新たな商品・サービスを開発するなどの経営革新的な取り組み、事業承継のために店舗を改装する、新たな雇用など事業の拡大や事業承継を行う場合などには、補助金を活用できる場合があります。

③新規創業支援:事業計画作成支援を行います。

④その他:事業所で何か新たな動きをする場合はご相談をください。

女性部総会

令和元年度川本町商工会女性部通常総会が、6月1日(土)に川本町商工会において部員33名と島根中央信用金庫安田支店長他多数の来賓に御臨席頂き、盛大に開催されました。

議長に(株)小畑建設の小畑節美氏が選出され、第1号議案(平成30年度事業報告並びに収支決算書、貸借対照表の承認)第2号議案(令和元年度事業計画(案)並びに収支予算(案)の承認)について慎重な審議の結果、満場一致で可決承認されました。



第68回 江の川名物花火大会

7月27日(土)

メッセージ募集について

今年も、皆さまからのメッセージをアナウンスして打ち上げる【メッセージ付き花火】の打ち上げを開催します。ふるさとへの想い、ご家族・ご友人へのメッセージ、励ましの言葉などを受け付けますので、ふるってご応募ください。

応募料:1口 1000円(メッセージ 30字程度)

申し込み:ええなあまつりかわもと実行委員会

電話:0855-72-0636

イベントの変更について

会報誌前号でご案内しておりました、和楽器バンド「凧ひとえ」のイベントは、都合により「ゆり&ドゲナッチョ」に変更となりました。歌とトークで楽しい時間をお過ごしください。



軽減税率対応のためのレジ・システム補助金

レジや受発注システムを導入・改修する方への国の補助制度があります。
申請する前にぜひご確認を！

CMでも話題



下記の項目に、
1つでも該当しない場合、
補助金の申請は行えません！

- ① 中小企業・小規模事業者である。
- ② レジを使用して、日頃から飲食料品(酒類は除く)を販売、
将来に渡り継続的に販売を行う事業者
- ③ テイクアウト・宅配・飲食料品(酒類は除く)の物販を継続的にやっている
- ④ 補助金を申請するレジは日頃から使用しており、
予備のレジ、イベント用などの一時的な使用目的のものではない。
- ⑤ 補助金を申請するレジは、レジとして使用しており、
レジ以外の用途のみで使用していない
- ⑥ 軽減税率対策補助金事務局が定める「同意事項」を確認し、内容を理解している
- ⑦ 同意事項にある電話による問い合わせや追加書類の提出、
調査員の立ち入りを含めた現地調査について同意している

お問い合わせ先 軽減税率対策補助金事務局:0120-398-111



前号に続き。。軽減税率クイズ



Q1.酒類を原料とした菓子の販売は、軽減税率の適用対象となる。

○ ×

答え○ その菓子が酒税法に該当する酒類でない場合は、飲食料品。



Q2.自動販売機のジュースやパン、お菓子等の販売は、軽減税率の適用対象となる。

○ ×

答え○ 単に飲食料品を販売するものなので対象。



Q3.コンビニエンスストアで販売する新聞は、軽減税率の対象となる。

○ ×

答え× 軽減税率対象は、定期購読契約に基づく新聞。

Q4.旅館、ホテルの宴会場や、会議室・研修室等で行われる飲食料品の提供は軽減税率の対象となる。

○ ×

答え× 軽減税率の対象とならない「食事の提供」 飲食設備のある場所において飲食させる
役務の提供となるため。

Q5.いちご狩りや梨狩りなどのいわゆる味覚狩りの入園料は、軽減税率の適用対象となる。

○ ×

答え× 役務の提供になり対象外。
収穫した果物について別途対価を徴している場合の、
果物の販売は飲食料品の譲渡になり軽減税率対象。



Q6.飲食料品に係る販売奨励金はどのような扱いになりますか

答え:

対象となった取引が「飲食料品の譲渡」であれば、軽減税率が適用されます。

事業者が金銭により支払いを受ける販売奨励金等は、仕入れ(売上げ)に係る対価の返還等に該当します。仕入れ(売り上げ)に係る対価の返還については、それぞれの対象となった課税資産の譲渡または課税仕入れの事実に基づいて、適用される税率を判断することになります。

令和元年度島根県中小・小規模事業者等
出産後職場復帰促進事業

事業主の
皆様へ

出産後の

奨励金20万円
または10万・40万円

職場復帰奨励金をご活用ください

対象事業者

島根県内に本社(または主たる事業所)がある中小・小規模事業者等。(社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です。)

支給要件

- ・従業員数50人未満の、島根県内の事業所(本支店、営業所等) (例)サービス業の会社(従業員数100人)の、A営業所(40人)は対象となりますが、B営業所(60人)は対象外となります。
- ・産前産後休暇又は育児休業を取得した従業員を職場復帰させ、3か月以上雇用していること
- ・従業員の育児休業の取得について就業規則等に明文化されていること
- ・従業員の育児休業取得や出産後の職場復帰、子育てに関する支援に今後も取り組むこと

事業者への
支給額

- ① 育児休業17か月以上 40万円/人
- ② 育児休業3か月以上17か月未満 20万円/人
- ③ 育児休業3か月未満または産休のみ 10万円/人

申請期間

従業員が職場復帰して3か月経過後から1年間



詳しい内容・申請方法は、お近くの商工会までお問い合わせ下さい。